



流山市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和7年6月19日

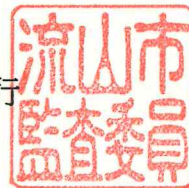
流山市監査委員

岩原 淳一



流山市監査委員

藤井 俊行



令和 6 年度
財政援助団体監査報告書
[流山市スポーツ協会]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の実施日及び場所	1
第 7	団体の概要	2
第 8	財政援助の概要	3
第 9	監査の結果	5

令和 6 年度財政援助団体監査報告

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項及び流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号。以下「監査基準」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第 1 監査を執行した監査委員名

菅生 泰久
藤井 俊行

第 2 監査の種類

財政援助団体監査

第 3 監査の対象

流山市スポーツ協会

所管部課：生涯学習部 スポーツ振興課

対象範囲：令和 5 年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金交付事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）

第 4 監査の着眼点及び実施内容

監査基準に基づき、補助金の交付先である団体及び所管部課において、出納その他に関連した事務の執行が適正に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日においては監査委員が団体及び所管部課職員から説明を聴取して実施した。

第 5 監査の期間

自 令和 6 年 10 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

第 6 監査の実施日及び場所

令和 7 年 3 月 25 日 流山市役所

第7 団体の概要

1 名称

流山市スポーツ協会

2 所在地

流山市大畔 25 番地の 17

3 代表者

会長 松田 佐一郎

4 組織

令和5年5月現在

流山市スポーツ協会は、次の組織により構成されている。

役員	顧問	2名
	会長	1名
	監事	2名
	副会長	2名
	理事長	1名
	副理事長	1名
	事務局長	1名（副会長が兼務）
	財政部長	1名
	組織部長	1名
	指導部長	1名
	理事	24名

5 事業概要

流山市スポーツ協会は、特定非営利活動法人であって、流山市における体育スポーツ団体を統括し、これを代表する団体であって、スポーツの発展と市民体育の振興を進め、また市民の健康の維持増進と体力の向上を図り、健康で明るい流山市民の育成に寄与することを目的として、次の事業活動を行っている。

（1）特定非営利活動に係わる事業

ア 市民スポーツの普及・推進事業

イ 選手並びに指導者の派遣事業

ウ スポーツ指導者の養成、登録及び派遣事業

- エ 体育施設の管理・運営事業
- オ 表彰に関する事業
- カ 施設、設備、資材の研究調査に関する事業
- キ 市民へのスポーツ情報の収集及び提供事業
- ク その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ア 弁当、飲料水類の販売
- イ スポーツ用具等物品の販売
- ウ 機関紙等への広告掲載事業

第8 財政援助の概要

1 名称及び交付の根拠

(1) 市民スポーツ大会等事業補助金

- ・流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号）
- ・市民スポーツ大会等事業補助金交付要綱（平成9年4月1日施行）

(2) 県民体育大会出場選手派遣事業補助金

（なお、下記のとおり根拠となる要綱の一部改正に伴い、令和6年度からは補助金名が「県民スポーツ大会出場選手派遣事業補助金」と改められているが、以降、本報告書では令和5年度交付当時の名称を使用する。）

- ・流山市補助金等交付規則
- ・県民体育大会出場選手派遣事業補助金交付要綱（平成9年4月1日施行。なお、令和6年4月1日施行の一部改正により、「県民スポーツ大会出場選手派遣事業補助金交付要綱」と名称が改められた。）

2 交付手続き及び交付の状況

(1) 市民スポーツ大会等事業補助金

令和5年4月22日	補助金交付申請
同年5月1日	市から補助金交付決定通知
同年5月1日	補助金概算交付請求
同年5月31日	補助金概算支払 4,000,000円
令和6年4月8日	補助金実績報告書提出
同年4月9日	市から補助金交付確定通知
同年5月1日	補助金精算

(2) 県民体育大会出場選手派遣事業補助金

令和5年5月22日	補助金交付申請
同年5月30日	市から補助金交付決定通知
同年5月30日	補助金概算交付請求
同年6月20日	補助金概算支払 1,800,000 円
令和6年3月12日	事業変更等承認申請
同年3月12日	市から補助金変更交付決定通知
同年3月13日	補助金実績報告書提出
同年3月18日	市から補助金交付確定通知
同年3月22日	補助金精算 944,340 円返納

4 交付目的

(1) 市民スポーツ大会等事業補助金

流山市における体育の正常なる発展と技術の向上をはかるため、設立した流山市スポーツ協会に対し予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(2) 県民体育大会出場選手派遣事業補助金

流山市のスポーツ競技力向上と健康・体力の増進に寄与するため、市の代表として県民体育大会に選手を派遣する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

5 補助額算定・手続の適正性

(1) 市民スポーツ大会等事業補助金の額については、市民スポーツ大会等事業補助金交付要綱第3条において、対象経費は、流山市スポーツ協会の維持運営に要する経費及び事業の実施に要する経費のうち、団体の会費及び賛助金等の収入の合算額を控除した後の額としている。

また、補助対象事業は、同要綱第2条において、市民スポーツ大会、講習会、研修会等に関する行事の実施、県民体育大会への参加、スポーツ指導者の養成、競技スポーツの普及活動、その他必要と認める事業及び事務諸経費としている。

補助金交付申請手続については、おおむね適正に行われていた。

- (2) 県民体育大会出場選手派遣事業補助金の額については、県民体育大会出場選手派遣事業補助金交付要綱第3条において、対象経費は、大会参加費、保険料、大会会場への公共交通機関による交通費、流山市を中心に概ね片道100kmを超える開催地については宿泊費及びその他必要と認める経費としている。

補助金の算出にあたっては、交付申請書添付の予算書を確認したところ、交通費、宿泊費、参加費の合計額のうち、市の予算額である1,800,000円を交付申請しており、補助金交付申請手続については、おおむね適正に行われていた。

6 実績報告書類による事業の履行確認

市民スポーツ大会等事業補助金実績報告書の添付書類である収支決算書において、加盟競技団体から会費を徴収し、運営しているとも読み取れ、誤解を招くような記載となっていた。

また、支出の部においては、支出証拠書類と符合しない点を確認されたため、所管部課においては、収入額の内訳や、補助金の使途の確認方法についてより厳密に行うよう検討を要するものが見られた。

県民体育大会出場選手派遣事業補助金の事業の履行確認については、流山市スポーツ協会における各競技団体からの報告書添付書類の保管状況に一部不備が見られた。

また、市への実績報告書の添付書類において、補助対象人数を超過していると誤解を招くような記載となっていた。

第9 監査の結果

1 総合意見

監査した範囲において、補助金の補助目的に沿った事業の執行については、おおむね適正と認められた。

しかしながら、今回、流山市スポーツ協会（以下、この項において「スポーツ協会」という。）に、監査のための必要書類の一部として法人の令和5年度収支予算書及び収支決算書の提出を求めたところ、県民体育大会出場選手派遣事業補助金等に関する収支の記載のない、市民スポーツ大会等事業補助金の交付申請書及び実績報告書添付書類である予算書及び決算書と同一のものが提出され、法人全体の収支を網羅したものはないとのことであった。

また、スポーツ協会において、会計規程が存在しておらず、市民スポーツ大会等事業補助金の収支決算書については、経理上の誤りが確認されたほか、不明瞭な記載となっていること等、経理処理や書類の作成において改善すべき点が多数見受けられた。

さらに、今回の監査において、収入の内訳や支出証拠書類を確認したところ、所管部課においてはスポーツ協会の自己資金にて支出されていると認識していた渉外費や積立金についても、令和5年度は補助金を原資として支出されていることが明らかとなった。

本監査実施時点において、所管部課及びスポーツ協会にて再度決算内容及び補助対象経費を精査し、対象外経費については返納の手続を進めているとのことであったが、補助金は公益上、必要な事業に対して市民の貴重な税金を財源として交付されることから、所管部課においては明細や支出証拠書類等を確認し、補助金の使途状況について厳正な審査及び団体への指導を行うよう、体制の強化を図られたい。

また、スポーツ協会においては、まず守るべき規程を整備するとともに、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第27条及び定款を遵守し、適切な会計処理を行い、透明性の確保に努めるよう強く求めるものである。

スポーツ協会においては、任意団体であった前身の流山市体育協会の時代から、本市のスポーツ振興、市民の健康・体力の増進、市民交流等にご尽力いただいております、その活動は非常に大きな役割を果たしてきたものと評価する。今後も、所管部課との連携強化を図り、本市におけるスポーツの発展に寄与してくださるよう要望する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲において「指摘事項等一覧」(下表)のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領(平成26年4月1日制定)により通知を求めるものとする。

【指摘事項等一覧】

団体・所管部課	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
生涯学習部 スポーツ振興課								0	1	1
流山市 スポーツ協会	4		1					5	0	2
合計	4	0	1	0	0	0	0	5	1	3

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

指摘事項は、流山市スポーツ協会のみである。

<法律、条例、規則等に反している事項>

- ・流山市スポーツ協会の収支を網羅している予算書及び決算書が作成されていなかった。県民体育大会出場選手派遣事業に係る補助金及び当該業務委託料収入及び支出については、流山市スポーツ協会の収支と区分し、別管理しているとのことであったが、法人として補助金を受領及び業務を受託し実施していることから、法人全体の収支を網羅した予算書及び決算書も適正に作成されたい。

- ・定款第 52 条に「この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。」とあるが、貸借対照表及び財産目録について、監査を受け、総会の議決を経ていなかった。規定に基づき適正な手続を執行されたい。
- ・市民スポーツ大会等事業補助金の収支決算書において、経理上の誤りや記載誤りが散見されたほか、各加盟競技団体から会費を徴収していると誤解を招くような記載となっていた。特定非営利活動促進法第 27 条を遵守し、速やかに経理・事務処理体制を改善し、適正な経理処理を行われたい。また、補助金は市民の貴重な税金を財源としていることを念頭に置き、所管部課の指導に従い適正かつ明瞭な決算書を作成し、透明性の確保に努めるよう求める。
- ・市民スポーツ大会等事業補助金において、渉外費等補助対象外経費についても補助金が原資となり支出されていた。すでに返納に向け取り組んでいるとのことであったため、速やかに状況を整理し返納処理を行うとともに、補助対象経費について再度所管部課と協議し、適正な用途への支出とその確認を徹底されたい。

<事故が発生するおそれがある事項>

- ・定款第 45 条に、「この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。」とあるが、会計規程が存在せず、小口現金、通帳、印鑑は会長の委任を受けた財政部長が保管していた。出納状況については、全員が帳簿を閲覧できる状態であるとのことであったが、そもそもの守るべき規程を作成し、それに基づく管理を行うとともに、リスク管理体制を構築されたい。

(2) 検討・要望事項

所管部課である生涯学習部スポーツ振興課に対し、以下のとおり要望する。

- ・流山市スポーツ協会における経理処理について、不備やそごが散見されたことから、所管部課においては提出された交付申請書や実績報告書及び添付資料等のみではなく明細書等を確認し、補助金等の使途状況について厳正な審査を行うよう、体制の強化を図られたい。また、法人全体の健全な運営にも目を向け、監督、指導を行うよう要望する。

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【注意事項一覧】

注意事項	所管部課・対象団体
市民スポーツ大会等事業補助金の実績報告書添付書類に誤記があったもの。	流山市スポーツ協会
県民体育大会出場選手派遣事業補助金の履行確認に際し、各競技団体から提出される報告書に記載漏れや誤記があったもの。また領収書について、確認はしているが写しの保管がなかったもの。	流山市スポーツ協会
県民体育大会出場派遣事業補助金の実績報告書添付書類及び各競技団体の報告書について、様式の見直しの検討を求めたもの。	生涯学習部スポーツ振興課